

訂正版

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名: 国道41号黒崎電線共同溝PFI事業

令和4年7月27日

国土交通省北陸地方整備局

国道41号黒崎電線共同溝PFI事業 実施方針等に係る質問への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	事業の対象となる公共施設等の種類として「電線共同溝、道路、道路付属物」と記載されておりますが、既存する情報BOX、植樹帯、樹木類の分類をご教示願います。	既存の情報BOXは「解体撤去対象施設」を予定していますが未計上です。既存の植樹帯及び樹木は「道路付属物」になりますが、避けた計画としているため、整備対象施設に含んでいません。
2	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	既に敷設されている情報ボックスは、「道路付属物（交差点照明、縁石等）」に含まれており、詳細設計により移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	整備区間の既存情報BOXについては、（上り線）支障となる情報BOXはありません。（下り線）すべてが「解体撤去対象施設」に含まれますが、当初は未計上のため、協議の上、設計変更の対象とします。
3	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	当該項目に道路内の既設水路の記載がありませんが、予備設計報告書には電線共同溝工事に伴い水路法線の変更も必要である旨の記載があります。既設水路は事業の対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協議の上、設計変更の対象とします。
4	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	「本事業の事業期間は、北陸地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和28年3月31日までの約23年間を予定する」とありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。 ①設計業務、工事業務の短縮が図られた場合、事業期間の終了日は前倒しされる。 ②設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合、割賦方式による支払いも前倒しされる。 ③事業者が帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は可能である。 ④事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。	①につきましては、本施設の完成・引渡時期を早める提案は可能ですが、全体の事業期間の短縮は想定していません。 ②につきましては、割賦方式による支払いの前倒しは想定していません。 ③④につきましては、一時中止については、事業契約書に基づき協議することになります。
5	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	事業完了が令和28年3月末と記載されておりますが、技術提案等により本施設の完成・引渡しが年度単位で早まった場合は事業完成期日も早まるとの理解で宜しいでしょうか。	本施設の完成・引渡時期を早める提案は可能ですが、全体の事業期間の短縮は想定していません。
6	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者への支払い	「ア 設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る対価」について「令和12年度から令和27年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う」と記載されておりますが、技術提案等により本施設の完成・引渡しが年度単位で早まった場合、支払い開始も早まるとの理解で宜しいでしょうか。	割賦方式による支払いの前倒しは想定していません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
7	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者への支払い	「イ 維持管理業務に係る対価」について、「令和12年度から令和27年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う」と記載されておりますが、令和12年度以降の維持管理期間中に、天災等の事業者の責によらない事由で維持管理対象設備が損傷等のために維持管理費用が増した場合の支払い方法についてご教示願います。	別紙3 リスク分担表のNo.14に記載のとおりです。なお、「不可抗力」については、要求水準書（案）資料1 用語の定義を参照してください。
8	実施方針	5	第2章	1		民間事業者の募集及び選定	「公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でない」と判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし」とありますが、入札時の予定価格超過以外で事業取り消しになる理由について具体的にご教示願います。	民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程においてVFMを確認した結果、いずれの民間事業者の提案によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めない」と判断した場合は、特定事業の選定を取り消すものとしています。
9	実施方針	6	第2章	2	(5)	ヒアリング	「必要に応じて ～ ヒアリングを行う」とあります。過去同種案件ではプレゼンテーションが実施されました、プレゼンテーションは、実施されないということでしょうか。	ヒアリングは、第二次審査提出書類を提出した入札参加者に実施します。詳細は、第二次審査提出書類を提出した各入札参加者に通知します。
10	実施方針	8	第2章	6	(1)	応募者の構成	「応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする」と記載されておりますが、SPCを設立すること自体による加点があるかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
11	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	カ「一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない」と記載されていますが、親会社を同じくする複数の企業であっても、参加資格要件を致していれば工事企業を担務することが可能との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	13	第2章	6	(4)	工事企業の参加資格要件	工事企業でJVを組成する場合、JVのうち1社が「同種工事の実績」を有していればよろしいでしょうか。	工事業務における参加要件として提出する実績は、共同企業体の全ての構成員が同種工事実績を有していなければなりません。
13	実施方針	13	第2章	6	(4)	工事企業の参加資格要件	「イ(ア) 通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績を有すること」と記載されていますが、これには官有地における引込管、連系管、及び連系設備のみの工事においても有効な実績となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	13	第2章	6	(4)	工事企業の参加資格要件	「ウ次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該事業の整備工事業務に着手する日から配置できること」と記載されていますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
15	実施方針	13	第2章	6	(4)	工事企業の参加資格要件	「ウ（イ）平成19年度以降に元請として完成し、引渡し完了した上記イ（ア）の工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること」と記載されていますが、工事期間すべてを通して従事していなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	15	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	イ.「平成19年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 (第2章.6 (6) イ (イ) 維持管理企業の参加要件も同じ)	前段、後段ともご理解のとおりです。
17	実施方針	15	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	イ.「実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績と認めない。」とありますが、地方整備局委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。 基づかない業務とは、具体的には「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督した実績」等のことです。 (第2章.6 (6) イ (イ) 維持管理企業の参加要件も同じ)	ご理解のとおりです。
18	実施方針	15	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	ウ.工事監理企業における管理技術者の配置について記載されていますが、要求水準書（案）には管理技術者の配置が記載されていません。ここに記された資格を有した管理技術者の配置が必要でしょうか、またウ（イ）に示された実績も管理技術者として個人の実績が必要との理解でよろしいでしょうか。	実施方針に記した基準を満たす管理技術者の配置が必要となります。
19	実施方針	16	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	ア（イ）「北陸地方整備局における道路構造物の保守点検業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。」とありますが、このような参加資格の認定そのものが見当たりません。イ(ア)にある道路構造物の保守点検業務の実績があれば問題ないでしょうか。	ご指摘のとおりです。実施方針 第2章 6. (6) 維持管理企業の参加資格要件の「ア（イ）」を削除し、実施方針を訂正します。
20	実施方針	16	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	イ（ア）「平成24年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること」とありますが、道路舗装の路面変状調査も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
21	実施方針	16	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	イ(ウ)「平成19年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること」とありますが、情報BOX補修工事も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記工事についてコリンズ登録の入札参加資格区分は「維持修繕工事」で工種は「コンクリート構造物工」です。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	16	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	「イ(ウ)～道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること」と記載されておりますが、当該事業における維持管理対象は29頁の別紙2-2により電線共同溝設備であると認識できます。本事業で整備する電線共同溝設備は道路附属物ではなく、道路構造物との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	19	第3章	2	(3)	業務の履行の検査等	「ア 本施設の完成検査」において、中間検査の有無についてご教示願います。	要求水準書(案)第3章1.(14)に記載のとおり、各年度において中間技術検査を実施します。
24	実施方針	19	第3章	2	(3)	業務の履行の検査等	設計業務の完了検査に合格したのち、本事業の設計実績をテクリスに登録できると考えて良いでしょうか。また、設計業務の業務評点は公表されるのでしょうか。	PFI事業の実績は、コリンズのみ登録可能です。
25	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「移設対象施設」についての記載がありませんが、既存占用物件等の支障移設が発生する場合は本事業に含めるとの理解でよろしいでしょうか。また、既存占用事業者へ補償費として支払う場合も本事業からの支払いという理解でよろしいでしょうか。	既存占用物件等の支障移転は、占有者で実施することとし、また、補償費は北陸地方整備局が支払うこととし、本事業での支払いは予定していません。
26	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	別紙2-1■標準断面図では電線共同溝ハンドホールと情報ボックスが干渉しており、情報ボックスを移設する必要があると判断できますが、情報ボックスは本施設の対象という理解でよろしいでしょうか。	既存ストックの活用予定はありません。よって、既存情報BOXは、「解体撤去対象施設」に含まれますが、当初は未計上のため、協議の上、設計変更の対象とします。
27	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	要求水準書(案)5頁第1章13(3)解体撤去・復旧・移設対象施設では「車道(舗装)、歩道(舗装)及び照明は全て解体撤去・復旧する」とありますが、実施方針では「歩道(舗装)及び照明は全て解体撤去・復旧する」となっています。事業対象区域の「車道(舗装)」は全て解体撤去・復旧(切削オーバーレイ等)するとの理解でよろしいでしょうか。また、全て解体撤去・復旧する施設として「車道(舗装)」を含めない場合、含めないことにした理由を説明していただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を「正」とし、実施方針を訂正します。
28	実施方針	30	別紙3		番号3	リスク分担表	事業者の国への支払いの遅延について、事業者が国に支払う費用項目をご教示願います。	事業者の責めに帰す事由により施設の引渡しが遅延した場合の遅延利息などが該当します。詳細は入札公告時に示します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
29	実施方針	31	別紙3		番号 16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
30	実施方針	32	別紙3		番号 20 21	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
31	実施方針	32	別紙3		番号 26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細設計は事業者で実施するものであり、現場条件の変更といった事業者が合理的に判断できないものについてのみ設計変更の対象とする予定です。
32	実施方針	33	別紙3		番号 42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していません。
33	実施方針	33	別紙3		番号 44	リスク分担表	物価上昇リスクにおいて事業者負担に「△」が記載されておりますが、物価上昇は事業者ではコントロールできないと考えます。「△」とは一定基準以下の物価上昇においては事業者が負担するとのことでしょうか。ご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
34	実施方針	33	別紙3		番号 44	リスク分担表	説明欄に「ただし、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更について国と協議できる」と記載されていますが、著しく、急激な価格水準の変動とは基準が設けられていますでしょうか。ご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
35	実施方針	34	別紙3		番号 60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	リスク分担表に記載のとおり、国及び事業者は応分に負担することになります。
36	実施方針	34	別紙3		番号 61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	リスク分担表に記載のとおりですが、当該事案がNo11又は12のいずれに該当するかは個々に判断する予定です。
37	要求水準書（案）	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	道路内の既設水路は、整備対象施設という理解でよろしいでしょうか。	支障となる歩車道境界付近の既存水路は、解体・撤去・復旧の対象となります。協議の上、設計変更の対象とします。
38	要求水準書（案）	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	交差点照明が整備対象となっておりますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後（維持管理期間）になると思われます。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協議の上、設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
39	要求水準書(案)	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	交差点照明のみ整備となっていますが、交差点間に存在する道路標識柱はそのまま残置という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、整備に支障がある道路標識柱などに関しては移転対象とし、協議の上、設計変更の対象とします。
40	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	当該項目に情報ボックスや水道など移設対象施設の記載がありませんが、移設補償費支払いが必要になる工事は本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。 もし、含まれる場合は実績支払い額に応じて設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	移設補償費の支払いが必要となる工事は、本事業には含みません。
41	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	本事業には含みません。
42	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	本事業にて交差点照明を新設する計画となっていますが、電力供給については実施するのでしょうか。	交差点照明の整備は本事業に含まれます。点灯時の電力供給は本事業には含みません。
43	要求水準書(案)	5	第1章	15	(2)	本施設の概要	整備対象として、道路附属物 交差点照明(一部信号共架)とありますが、信号機の支柱や基礎、構造計算、制御盤等を含む内容も設計として実施となりますでしょうか。	照明柱に共架しない公安委員会の施設(信号単独柱、制御器柱、感知器など)の支柱や基礎の設計、構造計算は、本事業には含みません。また、照明柱に共架する信号機、制御器、感知器類及び支柱に取り付けるアーム等の設計も本事業には含みません。
44	要求水準書(案)	5	第1章	15		関係者協議会の設置	"北陸地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。とありますが、協議会を実施する場合は、契約変更の対象となりますでしょうか。	要求水準書(案)の記載のとおり、協議会を設置することとしています。契約変更の対象外となります。
45	要求水準書(案)	7	第2章	1	(3)	業務期間	"設計業務の期間は、本施設の引き渡し日をもとに事業者が計画することとし"とありますが、予定価格算出の際に設定した設計期間について入札公告で提示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	設計期間を提示する予定はありません。
46	要求水準書(案)	8	第2章	1	(8)	設計図書の提出	"ウ 土工数量は、マスカープの作成及び作業形態別の数量まで算出"とありますが、当該工事区間だけのマスカープ(床掘・掘削・埋め戻しの作業土工に対する)の作成が必要になるということでしょうか。使用目的等の考えがありましたらご提示いただけますでしょうか。	ウを削除し、要求水準書(案)を訂正します。
47	要求水準書(案)	8	第2章	1	(8)	設計図書の提出	"ウ 土工数量は、マスカープの作成及び作業形態別の数量まで算出"とありますが、電線共同溝詳細設計についての共通仕様書にはない項目となりますが、別途参考見積作成のうえ公表歩掛をご提示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	質問No.46の回答のとおりです。



No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
48	要求水準書(案)	10	第2章	2	(1)	BIM/CIM活用業務	BIM/CIMガイドライン含め、電線共同溝に関する活用の記載がなく、3Dモデル作成の詳細仕様也未策定と思われますが、仕様面含めて実施計画書の中で事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	実施計画書で提案の上、協議により変更の対象とします。
49	要求水準書(案)	11	第2章	2	(3)	BIM/CIMを活用した検討等	本事業において、調査段階等の上流工程のBIM/CIMモデルはございますでしょうか。(例えば、電線共同溝予備設計業務成果、地質調査業務成果でのBIM/CIMの成果品)	既存のBIM/CIMに関するデータはありません。
50	要求水準書(案)	11	第2章	2	(3)	BIM/CIMを活用した検討等	”第3章4(18)情報共有システムについては、工事における情報共有システムの”費用は共通仮設費(技術管理費)の率分に含まれる。”とありますが、設計段階の費用(登録料、使用料)については、どちら持ちとなりますでしょうか。	設計段階での、BIM/CIMモデルの作成・更新、3次元ソフトウェアの調達及び情報共有システム等、必要な経費は、実施計画書作成の上、協議により変更対象とします。
51	要求水準書(案)	12	第2章	2	(4)	使用する機器類について	「北陸地方整備局は、BIM/CIM活用業務を実施する上で有効と考えられる関連業務の完成図書等は、積極的に事業者に貸与する」とありますが、具体的にどのようなものを想定しているかご教示願います。	当該条文を削除し、要求水準書(案)を訂正します。
52	要求水準書(案)	13	第2章	2	(6)	BIM/CIM活用業務の費用について	ア「当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする」とある一方で、イ「BIM/CIM活用業務に要する費用は、当初見込んでいないため」ともあります。 BIM/CIM活用業務は当初契約額には含まず、契約後に貴局と協議の上策定した実施計画書に基づき作成した見積書をもって、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 (第3章.3(6)BIM/CIM活用工事の費用についても同じ)	ご理解のとおりです。協議の上、設計変更の対象とします。
53	要求水準書(案)	13	第2章	3	(2)	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可とします。
54	要求水準書(案)	13	第2章	3	(2)	試掘調査	”試掘実施箇所は10箇所(既存埋設物移設想定箇所:8箇所、交差点部:2箇所)を想定”とありますが、具体的な実施箇所をご提示いただけますでしょうか。	「既存埋設物移設想定箇所:8箇所」は、予備設計の平面図に記載されています。また、交差点は、「最勝寺交差点」「黒崎交差点」の2箇所です。
55	要求水準書(案)	14	第2章	3	(2)	イ(ア)	「本工事は、情報ボックス(電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル)の近隣工事であるため、～。」と記載があります。一方、40頁の(30)には、「本工事は、情報ボックス(又は電線共同溝、CAB、IRN等)及び光ファイバーケーブルなど(以下「情報通信施設」という。)の近隣工事に該当する～。」と記載があります。どちらの記載が正確なのでしょうか。	「本工事は、情報ボックス及び光ファイバーケーブルなどの近接工事であるため、～。」が「正」となります。要求水準書(案)を訂正します。



No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
56	要求水準書(案)	14	第2章	3	(3)	現況測量	本業務は、BIM/CIM活用業務(発注者指定型)であることから、3次元の現地地形測量を必要になると考えています。(3)現況測量で示される要求水準は、事業者側のBIM/CIM活用提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、対応内容を契約変更できると考えて良いでしょうか。	北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
57	要求水準書(案)	14	第2章	3	(2)	試掘調査	イ(イ)「情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面(測量成果)、写真等の資料を添付して北陸地方整備局に報告すること」とありますが、情報BOX等の台帳類は事前に貸与して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書(案)	14	第2章	3	(3)	現況測量	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われませんが、BIM/CIM実施計画書の提出とあわせて事業者が見積書の提出を行い、現況測量内容についても変更対応になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書(案)	14	第2章	3	(3)	現況測量	オ公図調査とありますが、調査対象等についてご教示願います。	整備区間内の隣接地が対象となります。
60	要求水準書(案)	15	第2章	3	(3)	現況測量	オ 公図調査については、路線測量の横断測量を実施する範囲と考えてよろしいでしょうか。それ以外の場合、範囲をご提示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書(案)	15	第2章	4	(2)	設計条件の整理	”(ア)景観整備における植樹の形態”とありますが、植樹の位置・樹種・形態は発注者から指定されるのでしょうか。もしくは、本業務内で検討して決定することとなりますでしょうか。更に本業務で決定する場合は、検討内容を契約変更すると考えて良いでしょうか。	本業務で検討して決定します。協議の上、設計変更の対象とします。
62	要求水準書(案)	15	第2章	4	(2)	設計条件の整理	”(ア)照明設備等の計画”とありますが、照明の位置・形式・形態は発注者から指定されるのでしょうか。もしくは、本業務内で検討して決定することとなりますでしょうか。更に本業務で決定する場合は、検討内容を契約変更すると考えて良いでしょうか。	照明設備等の計画は、対象となる交差点照明のみです。本業務で検討して決定し、協議の上、設計変更の対象とします。
63	要求水準書(案)	15	第2章	4	(2)	設計条件の整理	”(イ)道路の将来計画における”とありますが、国道41号について、将来計画(拡幅等)がございましてでしょうか。	現時点では、想定している道路計画はありません。ただし、設計業務期間中に将来の道路計画が判明し、これを設計に反映させる必要があると認められるときは、協議の上、設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
64	要求水準書(案)	15	第2章	4	(2)	設計条件の整理	既設占用物に関して、”詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること”とあります。既設占用物の支障移転が必要になった場合、支障移転の詳細設計を実施することを要求していると考えてよいでしょうか。 本事業で詳細設計を実施する場合、現時点で支障移転の詳細設計数量を確定することができないため、支障移転詳細設計は契約変更の対象になると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。協議の上、設計変更の対象とします。
65	要求水準書(案)	15	第2章	4	(2)	設計条件の整理	既設占用物に関しては、占用企業が実施する支障移転設計に必要な電線共同溝計画の提示とその移転設計内容を反映した電線共同溝設計との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書(案)	15	第2章	4	(1)	基本的な考え方	イ「既設の赤田地区電線共同溝」の竣工図等は貸与していただけるのでしょうか。 また、データ形式等についてご教示願います。	契約後に貸与します。データ形式は主にPDFで、一部CADデータとなります。
67	要求水準書(案)	15	第2章	4	(2)	設計条件の整理	イ(ア)「景観整備における植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式」とありますが、本事業に景観設計が含まれていると理解してよろしいでしょうか。 また、景観整備について、国道事務所等の方針があればご教示願います。	景観設計は含まれません。
68	要求水準書(案)	15	第2章	4	(2)	設計条件の整理	「イ(イ)道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項」に関して、道路の将来計画とありますが、本事業内で拡幅等の道路設計を含めて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、将来計画(拡幅等)の計画はありません。
69	要求水準書(案)	16	第2章	4	(3)	電線共同溝	”イ 引込管・連系管・連系設備”について、設計は本事業に含まれ、引込設備の設計は本事業の対象外と考えて良いでしょうか。また、引込設備の設計費用は、占用企業側が負担することで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書(案)	16	第2章	4	(5)	排水路改修	具体的な協議先となる水路管理者について、ご提示いただけますでしょうか。	現時点では不明です。本事業内での確認となります。
71	要求水準書(案)	17	第2章	5	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「連系設備・引込設備の設計を依頼する」とありますが、占用業者に設計を依頼するとの理解でよろしいでしょうか。 また、第2章4.(3)イには「引込管・連系管・連系設備の引込・立上り調整を行う」とあります。引込管・連系管・連系設備の詳細設計は、本事業に含まれており、委託する場合は本事業からの委託と理解してよろしいでしょうか。	上段はご理解のとおりです。 なお、詳細設計の委託は連系設備を予定しています。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
72	要求水準書(案)	17	第2章	5	(4)	家屋調査	現地踏査等において水文調査の必要性が確認された場合、北陸地方整備局において別途実施していただけることでよろしいでしょうか。	水文調査については、当初は想定しておりませんが、本事業での実施が必要となった場合には、協議の上、設計変更の対象とします。
73	要求水準書(案)	17	第2章	5	(7)	交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整	”道路管理者及び交通管理者と調整を行う”とありますが、交差点として改良が必要となった場合は、交差点設計としての契約変更の対象となると考えてよいでしょうか。	交差点改良については、当初は想定しておりません。なお、交差点照明、信号・横断歩道等の設備が必要となった場合には、協議の上、設計変更の対象とします。
74	要求水準書(案)	19	第3章	1	(4)	路上工事の抑制	「路上工事抑制カレンダー」では、毎年3月は1ヶ月路上工事中止となっております。当事業も該当するとの理解でよろしいでしょうか。また、冬季抑制期間等はあるのでしょうか。	工事集中の抑制措置については、当該事業も対象となります。 ( <a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/topics_detail_42_430_69679d1fdf8af94c1ae1f9d0aee3e008.html">https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/topics_detail_42_430_69679d1fdf8af94c1ae1f9d0aee3e008.html</a> )
75	要求水準書(案)	19	第3章	1	(4)	路上工事の抑制	路上工事抑制期間は富山河川国道事務所の「路上工事抑制カレンダー」によるとありますが、それ以外にイベント行事や冬季による制限は想定されませんでしょうか。	質問No.74の回答のとおりです。
76	要求水準書(案)	20	第3章	1	(8)	設計変更等	設計変更等については、事業契約書及び土木工事共通仕様書1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているとのことですが、設計変更等の具体的な窓口は富山河川国道事務所様との理解でよろしいでしょうか。また、設計完了時に工種・数量共変更が発生することが予想されますが、その時点で変更契約は可能かご教示願います。	本事業に関する協議等の窓口は、富山河川国道事務所とします。 なお、設計変更の時期については、入札公告時に示します。
77	要求水準書(案)	22	第3章	1	(14)	中間技術検査	各年度末において中間技術検査で確認した部分については、完成検査時の確認を省略と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書(案)	22	第3章	1	(16)	週休2日に取り組む工事	毎年3月の路上工事抑制期間については現場閉所日数に含めると理解してよろしいでしょうか。また、北陸地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間があればご教示願います。	路上工事抑制期間においても、要求水準書(案)第3章1.(16)オに該当しない日は現場閉所日数に含みません。 なお、現時点で北陸地方整備局があらかじめ対象外としている内容はあります。
79	要求水準書(案)	24	第3章	2	(1)	ICT活用工事について	今回、掘削対象が舗装(現道)になるため、設計時点で実施した測量結果と起工測量は同一成果になると考えます。設計時点での測量結果を起工測量に置き換えることは可能でしょうか。	確認の上、協議により決定します。
80	要求水準書(案)	24	第3章	1	(19)	法定外の労災保険	本保険の加入対象者は、本事業に携わる代表企業、工事企業(下請含む)、工事監理企業の社員と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書(案)	25	第3章	2	(1)	ICT活用工事について	カ「北陸地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。」とありますが、概略設計で作成した2次元設計データを貸与いただけるという理解でよろしいでしょうか。	設計業務完了時に北陸地方整備局へ引渡した詳細設計成果について、貸与するものです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
82	要求水準書(案)	26	第3章	2	(3)	ICT活用工事(舗装工(修繕工))の費用について	当初の予定価格にはICT活用費用は見込まれていないため、活用に必要な費用については事業開始後に貴局と協議のうえ設計変更対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書(案)	26	第3章	2	(3)	ICT活用工事(舗装工(修繕工))の費用について	ICT活用工事は3次元起工測量部分を含めて設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書(案)	29	第3章	4	(1)	施工条件	発生土の運搬先受入が夜間不可の場合は仮置き場が必要となりますが、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協議の上、設計変更の対象とします。
85	要求水準書(案)	29	第3章	4	(1)	施工条件	水替、濁水処理等は特段考慮していないとありますが、現場状況で水替、濁水処理等が必要になった場合、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協議の上、設計変更の対象とします。
86	要求水準書(案)	29	第3章	4	(1)	施工条件	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していないとありますが、特殊部設置後の入孔時、酸素欠乏等の対策が必要となりますが、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協議の上、設計変更の対象とします。
87	要求水準書(案)	30	第3章	4	(1)	施工条件	現場発生品を国道8号金泉寺高架橋下の場所へ運搬することとありますが、夜間搬入可能でしょうか。	夜間搬入は可能です。工事の際には、鍵を貸与します。
88	要求水準書(案)	31	第3章	4	(3)	構造物一般	電力系特殊部については本事業者が接地工事を実施する必要があるのかご教示願います。	本事業の対象外です。
89	要求水準書(案)	31	第3章	4	(4)	コンクリート工	夜間におけるプラント運転・配車割増料金が必要な場合は設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協議の上、設計変更の対象とします。
90	要求水準書(案)	35	第3章	4	(13)	電線共同溝工	ウ委託契約 「本工事のうち、引込管及び連系設備については、別途、電線管理者に対し委託契約を予定している」とあるが、本事業内で委託するとの理解でよろしいでしょうか。 もし貴局が直接委託契約する場合は、委託契約部分を除く本体工事が完了した段階で引渡しを行ってよいとの理解でよろしいでしょうか。	上段のご理解のとおりです。
91	要求水準書(案)	35	第3章	4	(15)	通信設備	ア「光ケーブル配線(地中管内配線及び架空配線)」とありますが、情報ボックスに収容されている貴局の光ケーブルの移設工事のことを示しており、本事業に含まれると理解してよろしいでしょうか。その場合必要となる資格についてご教示願います。 また、貴局以外のケーブルの移設等の場合は、本事業に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。資格は、協議の上で決定します。また、北陸地方整備局以外のケーブルの移設等の場合は、ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
92	要求水準書(案)	36	第3章	4	(17)	建設現場における遠隔臨場	(オ)「費用については、技術管理費に積上げ計上する」としていますが、当初契約には計上せずに実施内容を協議後に設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書(案)	38	第3章	4	(23)	交通管理	交通誘導警備員(交通誘導警備員A1,430人・日、交通誘導警備員B2,450人・日)を予定しているとありますが、交代要員を考慮していない人数という理解でよろしいでしょうか。	交代要員を考慮した人数です。
94	要求水準書(案)	39	第3章	4	(27)	架空線・埋設物等への接触・切断事故防止対策	架空線・埋設物等への接触・切断事故防止対策で防護等の対策費が発生した場合は設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	共通仮設費率に含まれます。
95	要求水準書(案)	49	第5章	1	(5)	業務の実施	"イ 想定外の事態への対応、ウ 災害時・非常時の対応"は、契約変更の対象であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書(案)	47	第5章	1	(1)	一般事項	「「情報ボックス管理規定」「情報ボックス保安細則(抜粋)」にも準拠すること」とありますが、情報ボックスの維持管理も本事業の対象という理解でよろしいでしょうか。	本事業により、事業区間内に既存の情報BOXは無くなるため、本事業対象外となります。
97	要求水準書(案)	47	第5章	1	(1)	一般事項	ウ維持管理に係る調整業務には水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書(案)	47	第5章	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書(案)	47	第5章	1	(3)	業務実施体制	「各業務を総括する維持管理責任者を設置し、北陸地方整備局に通知すること。」とありますが、必要な資格についてご教示願います。	特に資格等の定めはありませんが、第5章1(3)イ業務従事者の要件と同等と想定しています。
100	要求水準書(案)	50	第5章	3	(1)	一般事項	情報ボックスの台帳作成・修正も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	電線共同溝の台帳作成・修正が対象となります。
101	要求水準書(案)	51	第5章	4	(3)	要求水準	ア「管路の利用の管理である電線共同溝の入溝に関する事務」には鍵の貸出しも含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道4 1号黒崎電線共同溝PFI事業 実施方針等に係る意見への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	15	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	<p>「イ. 平成19年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。」とあります。</p> <p>一方、九州地方整備局榎津電線共同溝等の過去のPFI事業の際は、さらに、「ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。」との記載がありました。</p> <p>今回も九州地方整備局と同様のただし書きを追記するよう要望します。</p>	「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではありません。
2	実施方針	16	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	<p>「イ（イ）平成19年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。」とあります。</p> <p>一方、九州地方整備局榎津電線共同溝等の過去のPFI事業の際は、この要件そのものがありませんでした。</p> <p>イ（イ）の削除又は、前述と同様に、ただし書きを追記するよう要望します。</p>	「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではありません。
3	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	<p>国土交通省による電線共同溝PFI事業では、2019年度発注案件から車道（舗装）全てを対象とした切削オーバーレイ（一部打ち換え）が業務範囲となりました。</p> <p>車道（舗装）を含む道路全体を整備することにより、沿道住民等の事業に対する理解の促進や整備完了時の効果発現の向上は勿論のこと、事業者に対しても事業参加のインセンティブ”となってきました。</p> <p>本事業においても、車道（舗装）の切削オーバーレイを業務範囲に含めていただき、本事業の魅力化の向上を図っていただけないでしょうか。</p>	車道（舗装）の切削オーバーレイは当初より見込んでおります。範囲が明確になるよう、実施方針p28別紙2-1事業対象区域図（設計業務・工事業務）の図面及び要求水準書（案）p56資料3-1事業対象区域図（設計業務・工事業務）の図面を差し替えます。
4	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	<p>「なお、歩道（舗装）及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。」と記載がありますが、車道舗装は電線共同溝整備影響範囲の復旧のみではなく、車道部全範囲を対象とし整備を行うようご検討をお願いします。</p>	意見No.3の回答のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
5	実施方針	22	第6章	2	(2)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	北陸地方整備局が賠償請求される(2)ウの方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、北陸地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、北陸地方整備局が賠償請求する(1)エの方には、その記載がない理由を教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
6	実施方針	30	別紙3		番号11	リスク分担票	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるようにすべきではないでしょうか。	法令変更起因する契約解除については、リスク分担表No61に記載のとおりです。
7	実施方針	30	別紙3		番号12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象としていただけないでしょうか。	リスク分担表に記載のとおりですが、当該事案がNo11又は12のいずれに該当するかは個々に判断する予定です。
8	実施方針	34	別紙3		番号60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	リスク分担表に記載のとおり、国及び事業者は応分に負担することになります。
9	実施方針	34	別紙3		番号61	リスク分担表	法令変更起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	リスク分担表に記載のとおりですが、当該事案がNo11又は12のいずれに該当するかは個々に判断する予定です。